

研究者の定義

大学（短期大学を除く。）の課程を修了された方（又はこれと同等以上の専門的知識を有する方）で、特定の研究テーマを持って「研究」を行っている方とします。（表1）

（表1）

| | 区分 | 例 | 備考 |
|-----|--|--|---------------------|
| (1) | 大学、高等専門学校、大学共同利用機関等において研究に従事されている方 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 大学教員（教授～助教） ・ 博士課程の在籍者 ・ 医局員（医師） | 助手の方は該当しません。 |
| (2) | 国立試験研究機関、特殊法人、独立行政法人等において研究に従事されている方 | 研究所の研究員 | |
| (3) | 地方公共団体の試験研究機関等において研究に従事されている方 | 研究所の研究員 | |
| (4) | 公益財団法人、公益社団法人、一般財団法人、一般社団法人等において研究に従事されている方 | 研究所の研究員 | |
| (5) | 民間企業において研究に従事されている方 | 研究所の研究員 | |
| (6) | その他、高度の専門性を有し、職務として研究に従事されている方、又は、当該研究分野に関し、優れた業績を有する方 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 非常勤講師 ・ 非常勤研究員 ・ 名誉教授 | |
| (7) | 獣医療に従事されている方 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 獣医師 ・ 動物看護師 ・ 動物病院事務 | |
| (8) | 医療に従事されている方 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 医師 ・ 臨床検査技師 ・ 病院事務 | |
| (9) | 本学を退職された大学教員（教授～助教） | 名誉教授以外の元大学教員 | 特任教員のみだった方は、該当しません。 |

【注】

次の方は研究者として認めることができないため、獣医療に従事されている方及び医療に従事されている方に該当する場合を除いて、一般の方の取扱いとなります。

- ア ○○士（師）、実務家、会社や団体の役員、一般事務をしながら何らかの研究をされているという方
- イ 研究補助者（研究者を補佐し、その指導に従って研究に従事されている方）
- ウ 技能者（研究者、研究補助者以外の方であって、研究者、研究補助者の指導及び監督の下に研究に付随する技術的サービスを行っている方）
- エ 研究事務その他の関係者（ア～ウ以外の方で、研究関係業務のうち庶務、会計、雑務等に従事されている方）